

## 【本会として対応が必要なこと】

- ①本会はインボイス発行事業者のため、**インボイスの発行が必要**
  - ②物品購入等で支払う際には**インボイスを受け取る必要がある**
  - ③免税事業者（インボイス発行事業者以外）からは現行形式の請求書、領収書等を受け取る
  - ④講演等謝金支払いの際は、請求書を受け取らない代わりに  
**「支払明細書」を講演者に送付、控えを保管する**
- 上記③、④は仕入税額控除の適用を受けられない（経過措置あり）  
(本会の納付消費税は経理課が算出、納付する)

「インボイス」＝「適格請求書」

「インボイス制度」＝「適格請求書保存方式」

「インボイス発行事業者」＝「適格請求書発行事業者」

# インボイス発行事業者の義務

## (1)インボイスの発行義務

買い手(課税事業者)の求めに応じて、インボイスを発行する義務

## (2)返還インボイスの発行義務

返品や値引きを行った場合に、返還インボイスを発行する義務

## (3)修正インボイスの発行義務

発行したインボイスに間違いがあった場合に、修正インボイスを発行する義務

## (4)写しの保存義務

発行したインボイスの写しを、原則として7年間保存する義務

※(2)、(3)の詳細は、国税庁HPを参照

## 2 インボイスの記載事項

国税庁の説明会資料より

### 【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～令和5年9月

#### 【イメージ】

請求書  
〇〇株式会社 株式会社△△

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円  
■月3日 牛肉 ※ 5,400円  
合計 43,600円

(10%対象 22,000円)  
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

#### (ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はありません

### 【インボイス制度】

令和5年10月～

#### 【イメージ】

請求書  
〇〇株式会社 株式会社△△ (T1234...)

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円  
■月3日 牛肉 ※ 5,400円  
合計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円  
8%対象 21,600円 内税 1,600円

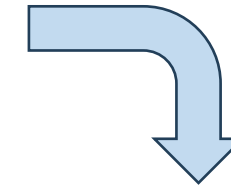
※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号  
《課税事業者のみ登録可》
  - ② 適用税率
  - ③ 消費税額
- ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイスを交付することが可能(詳しくは参考資料2参照)。

#### (ポイント)

- ・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ(受領者による“追記”は不可)
- ・ 免税事業者は発行不可(発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要)
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じてインボイスの交付義務・写しの保存義務が発生します



### 適格請求書・記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

2023年7月国税庁資料より

# 本会の「登録番号」およびインボイスとは

本会の登録番号

T6010405010414

国税庁適格請求書発行事業者公表サイト等で確認可能

「インボイス」とは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段

これまでの「区分記載請求書」記載事項に加え、「登録番号」、「適用税率」、「消費税率」の記載が必要となる(前ページ)

必要な記載事項が含まれていればよく、決まった書式はない

「インボイス」とは「登録番号」のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシート、その他を指す

一つの書類のみですべての記載事項を満たす必要はない  
例えば、請求書と納品書との関係など相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、複数の書類を合わせて一つのインボイスとすることが可能

# インボイスに記載すべき「消費税額」の計算方法

## 記載に当たっての留意点

### Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

国税庁の説明会資料より

- インボイス制度においては、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は8%（税込みの場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、**一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①】**。  
 ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。  
 ※ 例えば、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

### 【例①：認められる例】

請求書 ○○(株) 御中 ○年11月30日 (株)△△ (T123...)

請求金額(税込) 60,197円 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

### 《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計  
 → 8%対象：27,060円（税抜き）  
 10%対象：28,158円（税抜き）
- ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）  
 → 8%対象：27,060 × 8 / 100 = 2,164.8 → 2,164円  
 10%対象：28,158 × 10 / 100 = 2,815.8 → 2,815円
- ⇒ インボイスの記載事項として**認められる**。

### 【例②：認められない例】

請求書 ○○(株) 御中 ○年11月30日 (株)△△ (T123...)

請求金額(税込) 60,195円 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	行 → 1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	行 → 1,055
11/15	花	57	77	4,389	端数処理 → 438
11/15	肥料	57	417	23,769	端数処理 → 2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合計

### 《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計  
 ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては**認められない**。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

本会は原則として、消費税額に1円未満の端数が生じる場合は「切捨て」で端数処理を行っている

左記のように、「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理

個々の費目ごとに消費税額を計算、端数処理を行うことはNG

# 支払明細書

謝金の支払いでは講演者から請求書を受け取らないため、講演者に「支払明細書」を送付し、その控えを保管する「支払明細書」は、左下のフォーマットに記載するか、あるいは右下の「支払明細書」メール版どちらでもOK

支払明細書(2023年●月分)

2023年●月●日

●●●●様  
登録番号:なし

一般社団法人 電子情報通信学会

○送付後、一定期間内に連絡がない場合は確認済みとします

支払金額合計 : 11,137円(源泉徴収1,137円含む)

支払日	取引	金額(税抜)
① 2023/10/13	●年●月●日開催 ●●研究会講演会 講演謝礼	¥10,125
②		
③		
合計(10%対象)		¥10,125
消費税		¥1,012

「支払明細書」メール版

\*\*\*\*\*

【支払明細書】

2023年●月●日

●●●●様  
(登録番号なし)

一般社団法人 電子情報通信学会

支払金額合計:11,137円(源泉徴収1,137円含む)

①支払日 : 2023年10月13日

②取引 : ●年●月●日開催 ●●研究会講演会 講演謝礼

③支払金額(税抜):10,125円

④消費税額(10%):1,012円

※送付後、一定期間内に連絡がない場合は確認済みとします

\*\*\*\*\*

# インボイス制度(参考)

## 【インボイス発行義務の免除】

次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため適格請求書の交付義務が免除される

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

※①、④、⑤に関する経費は、インボイスがなくとも帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能

②、③に関する経費は、卸売市場や農業協同組合等が交付する書類の保存が仕入税額控除の要件

# インボイス制度の詳細

特集 インボイス制度 - 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

適格請求書等保存方式の概要 –インボイス制度の理解のために–（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

など



# 第一種、第二種研究会、国際会議等の出納帳記載

## 委託費と会議費のみ支出があった場合の出納帳記入例

連絡先	
TEL	
E-mail	

現在、作成中の  
インボイス対応  
出納帳改定版

【 期 ・ 第3四半期 ・ 見込 ・ 決算 】

改定版の準備が  
でき次第、経理課から  
配布(2023年9月予定)

金額	出金項目① (事業別)	出金項目② (形態別)	出金額	差引残高	領収書 NO.	備考欄
	研専活動費【通常】・A	委託費	50,000	▲ 50,000		
	研専活動費【通常】・A	委託費【免】	10,000	▲ 60,000		
	研専活動費【通常】・A	会議費	36,000	▲ 96,000		インボイスなしの請求書等を受け取った場合
	研専活動費【通常】・A	会議費【免】	52,000	▲ 148,000		
	研専活動費【通常】・A	会議費【軽】	64,000	▲ 212,000		
	研専活動費【通常】・A	会議費【免&軽】	100,000	▲ 312,000		軽減税率適用の請求書等を受け取った場合 (インボイスあり)
						インボイスなし&軽減税率適用の請求書等を受け取った場合

※対応を変更する  
可能性あり  
変更する場合は  
経理課から連絡

「軽減税率」は出納帳改定版を受取次第記載を開始、「インボイスなし(【免】)」の記載は2023年10月分より